

長野県経営大学講演会のご案内

〔テーマ〕 高年齢者活用の企業戦略

～少子高齢化と改正高年齢者雇用安定法（令和3年4月施行）を踏まえて～

〔講師〕 弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎 氏

〔日時〕 令和3年10月12日（火）15:00～17:00（120分）

〔形式〕 ライブ配信（Zoom Video Webinar）

〈講師プロフィール〉

藤田進太郎（ふじた しんたろう）

弁護士法人四谷麴町法律事務所 代表弁護士

東京大学法学部卒業。日本弁護士連合会労働法制委員会事務局員。
東京三弁護士会労働訴訟等協議会メンバー。第一東京弁護士会労働法制委員会労働契約法部会副部長・研修部会副部長。経営法曹会議会員。日本労働法学会会員。東京麴町ロータリークラブ会員。
労働分野（経営者側専門）が中心業務。高年齢者関連の著作に『高年齢者雇用安定法と企業の対応』（共著、第一東京弁護士会労働法制委員会編、労働調査会）がある。



《趣 旨》

少子高齢化の進展により、今後、高年齢者雇用は、企業が必要な労働力を確保するための手段としての重要性を増していくことが予想されます。

本年（令和3年）4月には70歳までの就労確保措置（努力義務）を定めた改正高年齢者雇用安定法が施行されており、70歳までの就労確保措置を見据えた制度設計を検討しなければなりません。

他方で、高年齢者雇用には、賃金原資の確保やモチベーション維持等の課題があり、対応を誤るとトラブルが続出することになりかねません。そこで、講師の考える高年齢者活用の企業戦略を提案したいと考え、本講演会を企画しました。

多くの会員の皆様のご参加をお待ち申し上げます。

〔主 催〕 一般社団法人長野県経営者協会